水産物の調査の考え方

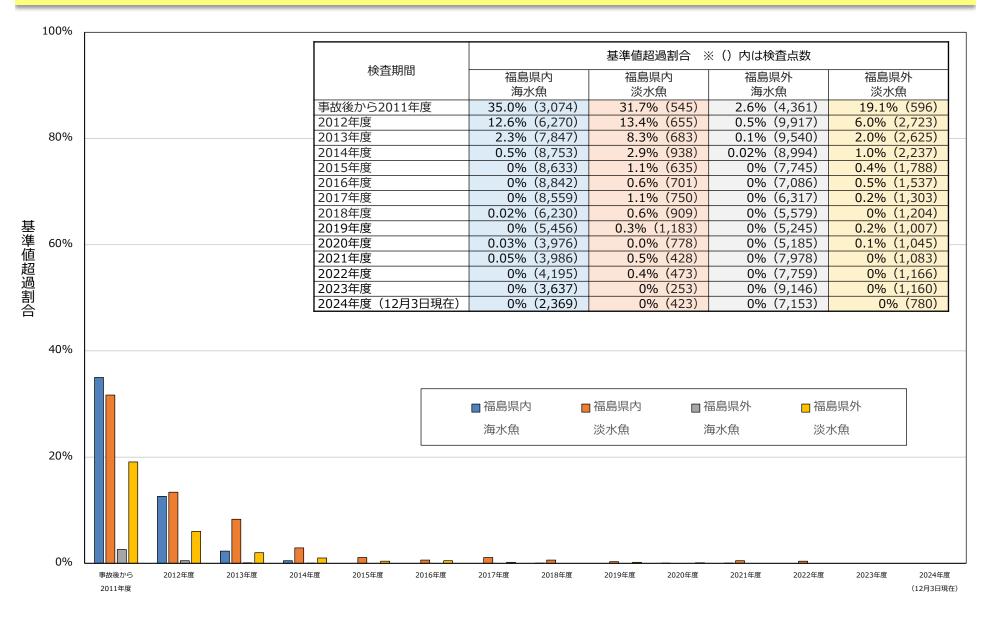
- ○「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、 週1回程度検査
- ・50Bq/kgを超えたことのある魚種や主要水産物を中心に調査
- ・近隣県の調査結果を参考

沿岸性魚種等 (例:コウナゴ、スズキ、 カレイ等)	水揚げや漁業管理の実態、漁期等を考慮し、県沖を区域に分け、主要水揚港で検体採取。
回遊性魚種 (例:カツオ、イワシ・ サバ類、サンマ類)	回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から青森県の各県沖で区分(県境の正東線で区分)し、区域ごとの主要水揚港で検体採取。
内水面魚種 (例:ヤマメ・ワカサギ・ アユ等)	漁業権の範囲等を考慮して県域を適切な区域に分け、主要区域で検体採取。

農林水産省

水産物

水産物の検査結果の推移



※検査結果の集計対象は、全国。

2011年3月24日から2024年12月3日までの調査結果を水産庁にて集計。

消費者への原産地情報の提供

○2011年10月から、東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、生産水域の区画及び水域名を明確化し、原産地表示を推奨。

回遊性魚種の水域区分図

【回遊性魚種】 ネズミザメ、ヨシキリザメ、アオザメ、イワシ類、サケ・ マス類、サンマ、ブリ、マアジ、カジキ類、サバ類、 カツオ、マグロ類、スルメイカ、ヤリイカ、アカイカ

本土から200海里の線

①北海道・青森県沖太平洋 (北海道青森沖太平洋) (北海道青森太平洋)

②三陸北部沖

③三陸南部沖

4福島県沖

⑤日立・鹿島沖

⑥房総沖

千葉県 野島崎正東線

(日本太平洋沖合北部)

青森県岩手県 境界正東線

岩手県宮城県 境界正東線

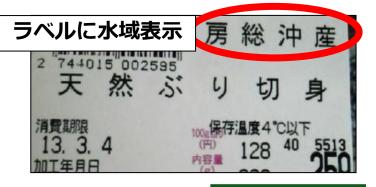
宮城県福島県 境界正東線

福島県茨城県 境界正東線

茨城県千葉県 境界正東線

表示の例





農林水産省

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成